

公益財団法人愛知臨海環境整備センター 定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 資産及び会計
- 第4章 評議員
- 第5章 評議員会
- 第6章 役員等
- 第7章 理事会
- 第8章 定款の変更及び解散
- 第9章 事務局
- 第10章 公告の方法
- 第11章 情報公開及び個人情報の保護
- 第12章 補則
- 附 則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を愛知県知多郡武豊町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、快適な地域社会の実現と産業の健全な発展に寄与するために、愛知県内の公共事業及び産業活動から排出される廃棄物の安全かつ適正な処分について、調査研究等を行うとともに海面埋立処分事業を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の処分に関する調査研究事業
- (2) 廃棄物の海面埋立処分に関する事業
- (3) 廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠なものと定めた財産であって、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益財団法人への移行時の基本財産として、別表に定める財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会が基本財産とすることを承認した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「法人法施行規則」という。）第64条において準用する法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告及び会計監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合にあっては、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則等)

第14条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 センターの会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金は、資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。やむを得ない理由により、資金の目的以外の支出に充てるため取り崩す場合は、理事会の決議を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 センターに評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、センターの理事、監事、会計監査人又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

3 前2項に関し必要な規程は評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 第11条第2項ただし書に定める場合の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長（法人法第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法人法施行規則で定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前各項（第2項を除く。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

第24条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事、監事又は会計監査人を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(評議員会の決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち2名が記名押印をしなければならない。

第6章 役員等

(役員を設置)

第28条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会計監査人の設置)

第29条 センターに、会計監査人を置く。

(選任等)

第30条 理事及び監事(以下「役員」という。)並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者(以下「親族等」という。)の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 監事及び会計監査人は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐しセンターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。
 - 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長及び専務理事に事故があるとき又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。
 - 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第33条 会計監査人は、法令で定めるところにより、第11条第1項第3号から第7号に掲げる書類の監査をし、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第28条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 6 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

- 第35条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意を得て、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第36条 役員に対して、報酬等を支払うことができる。

- 2 役員に対して、その職務を執行するために必要な費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターと当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 センターは、法人法第198条において準用する法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員及び会計監査人の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法人法第113条第1項第2号に掲げる額(以下「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 センターは、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、外部理事、外部監事及び会計監査人との間に、法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第39条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 長期借入金の借入れ
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) センターの業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第38条に規定する役員の責任の軽減
- (理事会の招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第43条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の報告の省略)

第45条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印をしなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上

に当たる多数による決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第16条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第48条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 センターが公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)は、評議員会の3分の2以上に当たる多数による決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、センターと類似の目的を持つ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 センターが清算する場合において有する残余財産は、評議員会の3分の2以上に当たる多数による決議を経て、センターと類似の目的を持つ認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第51条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 センターの公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第54条 センターは、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

第12章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

別表

財産種別	場所、物量等
有価証券等	219,250,000円

附 則

(施行日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特例)

2 整備法第106条第1項に定める特例財団法人の解散の登記及び公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事)

3 センターの最初の代表理事である理事長は久村修三とする。

(最初の業務執行理事)

4 センターの最初の業務執行理事である専務理事は伊藤勝至、業務執行理事である常務理事は岡田直高とする。

(最初の会計監査人)

5 センターの最初の会計監査人は太陽ASG有限責任監査法人とする。

(最初の評議員)

6 センターの最初の評議員は次に掲げる者とする。

伊藤範久、入倉憲二、小川悦雄、中坪修一、禰冨田政信、細谷孝利、松尾直規、靱山芳輝、山崎広美